

薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務仕様書

1 業務の名称

薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務

2 業務の目的

別紙候補施設一覧内の施設（以下「施設」という。）に設置している電気自動車の充電設備を更新することで、「薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略（令和6年3月策定）」の推進及び施設利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 業務の概要

本業務は、電気自動車を利用可能な急速充電設備及び普通充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「電気自動車充電設備等」という。）の更新を行うもので、その整備にあたっては、電気自動車充電設備等の設計、設置工事、充電設備利用システムの整備に係る一切の費用を事業者が負担することとする。

また、電気自動車充電設備等を整備後は電気自動車充電設備等の運営や保守メンテナンス等の維持管理及び運用等の一切について事業者の負担で実施するものとする。

充電設備の設置については、施設から設置を希望する場所を選択し、急速充電設備もしくは普通充電設備の設置について提案する。設置場所は施設から複数選択して提案してもよい。

なお、電気自動車充電設備等を設置する用地については薩摩川内市公有財産規則等を適用し減免とする。また、使用期間は原則5年間とし、双方、特段の申し出がない場合、6年目以降は各種手続きを行い決定するものとする。

本業務の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適應した内容で提案すること。

電気自動車充電設備等の定格出力容量は利便性を考慮し、急速充電設備の場合は50kW以上を想定し、普通充電設備の場合は6kW以上を想定している。

(1) 維持管理について

- ① 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力量を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう電気自動車充電設備等の規模を提案するもの。
- ② 電気自動車充電設備等の利用可能時間は24時間とすること。
- ③ 事業者は、整備した電気自動車充電設備等を適切に維持管理・運営するものとする。
- ④ 充電時間や頻度、利用頻度の高い時間帯、決済方法等のデータを設置場所ごとに整理し、毎月報告書として提出すること。
- ⑤ 電気は原則引き込むこととする。引き込むことができない場合は、その理由とそれに代わる提案をすること。

(2) 利用料金及び利用方法について

- ① 事業者は、適切な利用料金を設定し、利用者から利用料を徴収するものとする。
なお、利用料金の徴収にあたっては、利便性の高い利用システムを構築することとする。
- ② 事業者は、利用料金に変更がある場合は、事前に市に協議するものとする。

4 本業務の実施期間

(1) 利用開始時期

電気自動車充電設備等は令和7年12月31日までに利用を開始することとする。ただし、令和7年12月31日までに利用を開始できない場合は、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 業務実施期間

電気自動車充電設備等更新業務の実施期間は、契約締結日から5年以上10年程度とする。業務期間中は事業者の責任において、電気自動車充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、業務期間終了後の取り扱いは原則事業者の負担により電気自動車充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとし、原状回復の程度は市と事業者が協議して決定するものとする。ただし、設置の継続を希望する場合は、双方の協議により決定するものとする。

5 本業務の実施に伴う条件等

(1) 第三者との間における紛争等に関しては、事業者が解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(2) 電気自動車充電設備等の整備に係る各種手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) 電気自動車充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前に電気自動車充電設備の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず施設の運用を制限する作業が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。

(5) 本業務を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

(6) 事業者は、電気自動車充電設備等の利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するための運営体制を確立して、常時、適切な人員を配置すること。

(7) 事業者は、電気自動車充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、直ちに市に連絡した上で対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や電気自動車充電設備等の利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。

(8) 事業者は、施設や電気自動車充電設備等の利用者、施設利用者等への損害を与えないようにすること。万が一、事業者が事業者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(9) 天災その他やむを得ない事情により施設が使用できなくなった場合に生じた損害については市及び施設は一切の責任を負わない。また、施設に起因する事故や火災による電気自動車充電設備等の損傷等に係る費用については、双方協議の上、決定するものとする。なお、原因不明による損害については、問題解決のため状況等を双方が情報を開示し原因究明するものとし、協議を行い決定するものとする。

(10) 事業者は、使用期間の途中で事業を中止した場合又は使用期間が終了した場合には、事業者の費用負担により電気自動車充電設備等の撤去を行い、原状回復を行うものとする。

市側の事情により、使用期間の途中で施設の廃止や取り壊し等で電気自動車充電設備等を継続して設置することができなくなった場合、市は、事業者に移設又は撤去を求めることができるものとし、その移設又は撤去に係る費用は、双方協議の上、合理性が認められる範囲で市が負担するものとする。

(11) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

(12) 事業者は、電気自動車充電設備等に対し、工事期間及び維持管理期間において必要な保険を付するものとする。

(13) 事業者は、関係法令等を遵守するものであること。

6 その他

この仕様書に記載のない事項については双方が協議して内容を決定するものとする。

(別紙)

候補施設一覧

設置場所	所在地	現在の充電設備
樋脇支所	薩摩川内市樋脇町塔之原 1173 番地	急速 1 基 1 口 20kW
祁答院支所	薩摩川内市祁答院町下手 67 番地	急速 1 基 1 口 20kW
薩摩川内市総合運動公園	薩摩川内市運動公園町 3030 番地	急速 1 基 1 口 20kW
道の駅樋脇 遊湯館	薩摩川内市樋脇町市比野 156 番地	急速 2 基 各 1 口 20kW 普通 2 基 各 1 口 3kW

※土地所有者はいずれも薩摩川内市

各充電設備充電回数

設置場所	令和 3 年度 充電回数	令和 4 年度 充電回数	令和 5 年度 充電回数
樋脇支所	958 回	1,186 回	345 回
祁答院支所	588 回	857 回	367 回
薩摩川内市総合運動公園	350 回	379 回	256 回
道の駅樋脇 遊湯館	1,820 回 (4 基合計)	1,424 回 (4 基合計)	755 回 (4 基合計)

薩摩川内市総合運動公園



道の駅榎脇 遊湯館

